

震災・原発事故の陰で進む

# 神奈川の米軍再編・強化

## 再編経費や「思いやり予算」は カットして被災者支援に！

### 日米軍事同盟深化のために利用される私たちの街

震災復旧復興・原発事故・放射能汚染問題が日本中を覆う中で、その陰で、神奈川の米軍再編強化・日米軍事一体化は着々と進められています。相模総合補給廠内の戦闘指揮訓練センターは5月に完成したといます。キャンプ座間への2012年度中の移駐が計画されている陸自中央即応集団司令部の官舎・隊舎の工事も進んでしまっています。

21日には、退陣表明したはずの菅政権の下で、日米安全保障協議委員会（日米の外務・防衛の閣僚によるいわゆる2プラス2）が開かれて、日米軍事同盟の修復がアピールされるのだと報道されています。その内容には、キャンプ座間への米陸軍第1軍団前方司令部の発足歓迎や、陸自の中央即応集団司令部のキャンプ座間への移駐計画推進などが中心的内容のひとつとして盛り込まれます。

このように、私たちの街が、日米軍事同盟の深化に利用され、米国の戦争の指令・遂行の拠点となっていくことを、私たちは拒否したいと考えています。

### 増税や国民負担ばかり考えないで、 米軍再編経費や思いやり予算を 大幅カットしろ！

震災復興のためと言って、増税や子ども手当での減額見直し、高速道路料金値上げなどで国民の負担を増大させるという議論が政府・国会内で進んでいます。その一方で、米軍再編の推進のためには、国民の税金が投入され続けています。米軍再編関連の計画は凍結させて、震災復旧・被災者支援・放射能汚染対策・福島の子供達を放射能から守るための事業を急ぐべきではないでしょうか。米軍関連予算や軍備関連予算、思いやり予算は、凍結・大幅カットして、被災者支援に振り向けろと、政府に迫りましょう！（2011.06.19）

**普天間基地は即刻無条件で返還を！  
世界一危険な基地に、  
オスプレイの配備は言語道断！**



政府は、沖縄県や宜野湾市に対し、垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの配備を通知。オスプレイは、開発段階で墜落死亡事故が相次ぎ、危険性が指摘されている。

# 福島の子どもたちを放射能から守るために

避難・疎開の促進と法定1ミリシーベルトの順守を求める緊急署名

ご協力を！

放射能にさらされる子どもたちを守りたい！5月23日、福島の親たちは20ミリシーベルトの基準の撤回と被ばくを最小限にするための具体的措置を求めて文科省に乗り込みました。

この問題はマスコミも一斉に取り上げ、国内外で文科省への批判が巻き起こり、高木文科大臣は「1ミリシーベルトを目指す」としこれを福島県に文書で通知しました。

しかし文科省の「通知」は姑息な責任逃れの内容だったのです！文科省の目指す「1ミリシーベルト」とは、

- ・ 学校内だけに限定。通学時の被ばくも含まない。
- ・ 「本年度」と限定して事故直後の3月の被ばくは含まない。
- ・ 給食やほこりの吸引による内部被ばくは計算に入れず、というものでした。

これでは福島の子どもたちを守ることはできません。

福島原発事故は一向に終息の気配をみせません。福島県内は放射線量が高い状態が続いており、文科省が行った積算線量の予測では、福島市内でも年間15ミリシーベルトに達する地区があり、10ミリシーベルトを超える地区も複数あります。そんな中で自主的に避難を進める人が増えています。既に1万人の子どもたちを含む3万人以上が県外へ避難しています。一方で、避難したくてもできない人が多くいるのが実状です。



5月23日、雨の中、文科省の入り口前で訴える福島の親たち

100ミリ浴びても大丈夫！

安全原則に立たない放射線リスクアドバイザー・山下俊一(長崎大教授)の解任を！

避難・疎開が進まない最大の原因は、国、福島県をはじめ行政が動かないことにあります。福島県は、「100ミリシーベルト以下なら安全」と平然と言ってのけ、低線量被ばくの影響を軽視する山下俊一・長崎大教授を放射線リスク健康管理アドバイザーに据え、安全神話を県内にばらまき、避難させない土壌をつくるのに躍起になっています。行政は福島県民に対し、放射線・放射能のリスクについてきちんと説明した上で、避難者に対する財政支援や夏休みを前倒しするなど、希望する人に対し、避難が速やかに行えるよう措置を講ずるべきです。山下俊一・長崎大教授を即刻解任すべきです。

## 署名要請項目

1. 特に放射線量が高い地域において、避難・疎開・夏休みの前倒しを促進すること。とりわけ、子ども、乳幼児、妊婦の避難・疎開を実施すること。
2. 子どもを含む県民の内部被ばく検査(ホールボディカウンターによる検査)を実施すること。
3. 低線量被ばくのリスクを軽視する山下俊一・長崎大学教授を、現在の福島県の放射線リスク・アドバイザーおよび県民健康管理調査検討委員会から解任すること。
4. 現在の法定の年1ミリシーベルトを順守すること。内部被ばくも含めた事故直後からのトータルな線量を含めること。年20ミリシーベルト(毎時3.8マイクロシーベルト)基準を撤回すること。食品の暫定規制値に関しては、年1ミリシーベルトが可能な値とすること。